

## 高根保育園の民間移管に係る新設保育園の運営条件

半田市は、新設保育園の運営にあたり、以下の条件を求めます。

法令や条例に規定をされていない条件は、望ましい事項として記載するものです。

なお、原則として、新設保育園は高根保育園の保育を引き継ぐものとします。

### 1 保育園の運営について

#### (1) 保育内容

保育内容については、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）及び半田市の定める「半田市幼児教育カリキュラム」（幼児保育課にて閲覧可能）を基本とし、全体的な計画・指導計画を作成、実施すること。

#### (2) 開園時間

開園時間は次のとおりとする。ただし、休日保育の実施等、以下の条件を上回る保育時間も設定可能とする。

曜日	保育必要時間	通常の保育時間	延長保育時間
月～金	保育標準時間	午前 7 時 30 分～ 午後 6 時 30 分	午後 6 時 30 分～午後 7 時
	保育短時間	午前 8 時～午後 4 時	午前 7 時 30 分～午前 8 時 午後 4 時～午後 7 時
土	保育標準時間	午前 7 時 30 分～ 午後 6 時 30 分	午後 6 時 30 分～午後 7 時
	保育短時間	午前 8 時～午後 4 時	午前 7 時 30 分～午前 8 時 午後 4 時～午後 7 時

#### (3) 休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び年末年始(12 月 29 日から 31 日まで並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日)。

#### (4) 給食

- ア 保育所内で当日調理するとともに、原則として、整備・運営法人が直接雇用した職員が調理を行うこと。
- イ 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添）を参考にすること、検食を保存すること等、半田市の定める「半田市保育園衛生管理マニュアル」の内容に基づき調理を行うこと。
- ウ アレルギー児への対応については、公立保育園における完全除去食による対応に準じて取り組むこと。

## (5)経理

当該保育園専用の独立した口座を設け、資金収支計算書及び資金収支内訳表等を作成すること。

また、経費には使途制限があるため、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日付け府子本第254号・雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）」等に基づいて処理を行うこと。

## (6)通常保育以外の保育サービス

以下の事業について、実施すること。

事業名	内容
育児相談	子育ての不安、悩みなどについて、電話や面接での相談に応じます。
障がい児保育	集団保育可能で日々通所できる、心身に障がいのあるお子さんが、保護者の就労等により保育に欠ける場合に、保育を行います。
延長保育	保護者の就労等により、通常の保育時間を越えて保育を必要とする場合に、午後7時まで保育を行います。
地域活動	地域のお子さんや高齢者の方との交流、お母さん達を対象にした育児講座などを行います。
一時保育 (非定型的保育)	保護者の労働、職業訓練、就学などにより保育できないとき。 原則として1週間につき3日を限度とし、1か月14日以内とします。
一時保育 (緊急一時保育)	保護者の傷病、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない事由により保育できないとき。 1か月14日以内とします。
一時保育 (私的保育サービス)	その他の事由及び私的な理由により保育できないとき。 1か月1日以内とします。

## (7)苦情処理制度

保護者からの苦情を解決する仕組みとして、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置すること。

## (8)第三者評価

移管後3年以内に福祉サービス第三者評価（※）を受審すること。

※質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、公正・中立な立場の第三者評価機関が、提供されている福祉サービスについて評価を行うもの。

### (9)事業・行事の継続

原則として、従前より実施していた事業や行事、地域活動等は継続して行うこと。継続にあたっては、地域との関わりを大切に、保護者、地元自治区、近隣住民及び関係団体等との連携に努めること。

### (10)個人情報の保護について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。

### (11)保護者との連絡等について

ア 保護者会の設置を妨げないこと。

イ 新たに保護者に費用を求める場合は、事前に市と協議の上、保護者の了承を受けるとし、保護者が了承した実費徴収以外の費用負担を求めないこと。

ウ 特定負担額を徴収しないこと。

エ 整備・運営法人は、積極的に保護者との意思疎通を図り、質問・意見・要望等には誠意を持って対応すること。

オ 保育内容、行事等の変更や独自性を発揮した新しい取組みを行う場合には、事前に保護者に説明し、理解を得ること。

## 2 職員配置について

別表職員配置基準及び(1)～(4)の条件を満たすこととし、原則として全ての職員を整備・運営法人が直接雇用すること。

### (1)施設長

認可要件に定める条件を満たし、かつ以下のいずれかの要件を満たすこと。

ア 認可保育所の施設長の経験があること。

イ 認可保育所における勤務経験が概ね 10 年以上（保育士資格を有する場合は、経験年数の一部に幼稚園又は認定こども園での経験を含むことができる。）であること。

### (2)主任保育士

保育士資格を有し、認可保育所または認定こども園において、3 歳未満児の担任経験を含み、十分な勤務経験を有すること。

### (3)保育士

ア 保育士資格を有すること。

イ 認可保育所または認定こども園での十分な勤務経験がある者の確保に努めること。

ウ 原則として、市の配置強化職員費補助金における加配職員を配置すること。

### (4)その他

ア 経験年数や年齢についてバランスのとれた構成とするように努めること。

イ 看護師を配置すること。

- ウ 施設長・主任保育士については、保育の安定性の観点から、3年以上継続するよう努めること。なお、勤務を継続できない事情が生じた場合には、保護者の理解を得るよう努めること。
- エ キャリアパス要件を含む処遇改善加算の要件を満たすこと。
- オ 勤務シフトや休暇制度、その他福利厚生制度など、職員が勤務しやすい環境構築に努めること。

### 3 その他

- (1) 宗教、国籍等の多様性に十分な配慮を行うこと。
- (2) 児童福祉関係機関との連携・協力を努めること。
- (3) 保育内容等情報の開示に努めること。
- (4) 運営内容等について、地元自治区、近隣住民等と十分な意見調整を行うこと。
- (5) 地域に開かれた保育所の視点から、保育に支障のない範囲での園庭等の地域開放を実施すること。
- (6) 民間移管後は、市が行うアフターフォロー（定期訪問等）及び市が実施する保護者アンケート調査に協力すること。
- (7) 職員を積極的に外部研修等に参加させるとともに、園内研修の実施など、施設長を含めた職員の資質向上に努めること。
- (8) 保育目標や保育方針、指導計画など、保育内容の検討について、市と協議の上円滑な移行に努めること。
- (9) その他、市と締結する各契約事項については、誠実に履行すること。

## 【別表】職員配置基準

	国基準	愛知県基準
施設長	必置（1人）	必置（1人）
主任保育士	—	—
保育士 （定員90人以下 の保育所については、 定数保育士の他に常 勤の保育士1名を置 くこと。）	0歳児 3人に1人 1・2歳児 6人に1人 3歳児 20人に1人 4歳以上児 30人に1人	0歳児 3人に1人 1・2歳児 6人に1人 3歳児 20人に1人 4歳以上児 30人に1人
嘱託医	必置	必置
看護師	—	—
栄養士	—	—
調理員等	配置（2人）	配置（2人）

**その他保育サービスに伴う保育士の配置（配置強化職員費補助金<sup>※1</sup>）**

主査保育士 主査保育士<sup>※2</sup>を1名配置。0歳児保育を実施している園には、乳児担当主査保育士を1名配置。

1歳児 5人に1人の保育士を配置。

障がい児保育 障がい児3～5人に保育士1人。

看護師 0歳児保育を実施している園には、1名配置。

調理員 児童数150名以上の園においては、国の基準に加え4時間の調理員1名。0歳児保育を実施している園においては、6時間の調理員を1名加配。

※<sup>1</sup>半田市民間保育所等運営費補助金

※<sup>2</sup>半田市では、「主任保育士」を「主査保育士」と呼ぶ